

令和6年度 地方消費税交付金（社会保障財源分）の充当経費

令和元年10月1日より、消費税率が8%から10%へ引上げられ、引上げ分の地方消費税収（地方消費税交付金を含む。）については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」と地方税法に明記されています。

この趣旨を踏まえて、令和6年度野迫川村当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源分）の充当経費について、下記のとおり明示します。

《歳入》

地方消費税交付金（社会保障財源分） 5,274 千円

《歳出》

地方消費税交付金（社会保障財源分）充当対象事業費 9,436 千円

令和6年度当初予算における充当経費は下表のとおりです。

【地方消費税交付金(社会保障財源分)充当対象事業一覧】

(単位:千円)

事業名		事業費	財 源 内 訳					
			特 定 財 源				一 般 財 源	
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	老人福祉一般事業	4,074	0	0	0	0	2,470	1,604
	福祉医療費支援事業	1,987	0	818	0	0	1,169	0
保健衛生	予防接種事業	1,423	4	0	0	0	474	945
	成人保健事業	1,952	0	0	0	0	1,161	791
合 計		9,436	4	818	0	0	5,274	3,340